

II. 弁用の部分品

「ケーシング」とは、英文では「Body」と呼ばれており、弁の胴体、あるいは流路を形成する胴殻のことであり、一般に「弁箱」と呼ばれる弁の主要部品である。「ケーシングライナー」は、耐食性材料にて処理されていない胴体の内側にはめ込むように成形されている裏打ち材（接液部）のことである。

ケーシングとライナーの例を下図に示す。

ケーシングライナーの図



バタフライバルブのテフロンライナーの例

図1. 7-19

本号の趣旨は、該当のバルブ用に設計された耐食性の部分品の規制である。

「ケーシング」の規制対象は、省令第七号イ又はロに該当する弁の部分品として設計された、内容物の接触面の全てが規定の耐食性材料でできたケーシングである。

「ケーシングライナー」の規制対象は、同じく省令第七号イ又はロに該当する弁の部分品として設計された、内容物の接触面の全てが規定の耐食性材料でできたケーシングライナーである。